

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	化学物質の製造を規制する他の省令、例えば一般高圧ガス保安規則や危険物の規制に関する規則と比較してずいぶん簡素な印象を受けますが、化審法第1種特定化学物質の製造に関する省令がこれで宜しいのでしょうか。	第一種特定化学物質の製造設備基準については、製造設備からの第一種特定化学物質の漏出等による環境の汚染を防止することを目的としております。このため、一般高圧ガス保安規則や危険物の規制に関する規則では、貯蔵や検査等についても整理しているのに対して、本製造設備基準については、PFOS又はその塩の製造設備の実態を勘案し、当該物質による環境の汚染を防止するにあたって必要な規定を定めております。